一　道路の種類　一般国道
二　路線名　三十号
三　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
坂出市坂出町字宮本乙二四七番三から同市坂出町字田尾二三八四番六まで	○・○○～八九・一二メートル	○・五六○キロメートル

四　指定する期日　令和八年三月二十日

○四国地方整備局告示第十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十九日

四国地方整備局長　豊口　佳之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三十号　坂出市坂出町字宮本乙二四七番三から同市坂出町字田尾二三八四番六まで　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月二十日

○九州地方整備局告示第三十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十九日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
出水市境町一三六三番から同市境町一三六○番まで	前	一○・一三～一八・○三メートル	○・○四七キロメートル
	後	一三・三八～一八・○三メートル	○・○四七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十九日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号	出水市境町一三六三番から同市境町一三六○番まで	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月十九日

○北海道開発局告示第十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百三十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道河西郡更別村字更別北一線九七番一から同村字更別北一線九七番三まで	前	二五・九八～四九・一○メートル	○○・二一三キロメートル
	後	一一・一四～三二・七七メートル	○○・二一三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十九日　北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百三十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道上川郡下川町字一の橋国有林上川北部森林計画区上川北部森林管理署二四二林班い小班地内	前	二一・三○～二九・六三メートル	○○・○八二キロメートル
	後	二二・○○～四七・七二メートル	○○・○八二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

○北海道開発局告示第十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十九日　北海道開発局長　遠藤　達哉

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十六号	北海道河西郡更別村字更別北一線九七番一地先から同村字更別北一線九七番二地先まで	北海道開発局及び同局帯広開発建設部

供用開始の期日　令和八年三月十九日

○北海道開発局告示第十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十九日　北海道開発局長　遠藤　達哉

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十号	北海道中川郡音威子府村字音威子府一二八番一から同郡中川町字誉八六五番一まで	北海道開発局及び同局旭川開発建設部
四十号及び二百七十五号	北海道中川郡音威子府村字音威子府二八五番から同村字音威子府一四八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　令和八年三月二十二日十六時